

公立大学法人横浜市立大学外国旅行の旅費に関する要領

平成17年4月1日

(趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学旅費規程(以下「規程」という。)第13条に規定する本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)の旅費の額及び支給方法については、この要領の定めるところによる。

(外国旅行の旅費の種類)

第2条 外国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 10 死亡手当は、職員が外国旅行中に死亡した場合に、定額により支給する。

(鉄道賃)

第3条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)及び急行料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 別表第1 3号以上に該当する者については、最上級の運賃
 - イ 別表第1 4号に該当する者については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 急行料金を徴収する線路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃のほか、それぞれその乗車に要する急行料金

(船賃)

第4条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、はしけ賃及びさん橋賃(これらのものに対する通行税を含む。以下本条において「運賃」という。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、別表第1 1号以下3号以上に該当する者については最上級の直近下位の級の運賃、4号に該当する者については1号以下3号以上に該当する者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃
 - イ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(航空賃)

第5条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下位の級(エコノミークラス)の運賃
- (2) 理事長、副理事長(学長を含む)については、上記の定めによらず、最下位の級の直近上位の級(ビジネスクラス)の運賃
- (3) 学内理事については、理事長が特に認める場合には、上記(1)の定めによらず、上記(2)の運賃とすることができます。
- (4) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃(車賃)

第6条 車賃の額は、実費額による。

(日当)

第7条 日当の額は、旅行先の区分に応じた別表第1の定額による。

(宿泊料)

第8条 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸または着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第9条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合または船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第10条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第11条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。

2 死亡手当は、職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母もしくは兄弟姉妹または職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族に支給する。この場合において、支給を受ける順位は、前段に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(その他の事項)

第12条 外国旅行の旅費の額及び支給方法について、この要領及び規程に規定のない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)その他関係法令の規定に準じて理事長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から適用する。

別表第1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	指定都市	日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)	
		甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
1号	理事長、副理事長及び8級の職務にある者、これに準ずる者	8,300	7,000	5,600	5,100	25,700	21,500	17,200	15,500	7,700
2号	7級から5級までの職務にある者及びこれらに準ずる者	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700
3号	4級及び3級の職務にある者及びこれらに準ずる者	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	5,800
4号	2級及び1級の職務にある者及びこれらに準ずる者	5,300	4,400	3,600	3,200	16,100	13,400	10,800	9,700	4,800

備考

- この表において「何級の職務にある者」とは、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程による当該級の職務にある者をいう。
- この表において「準ずる者」とは、次のとおりとする。

号別区分	準ずる者	
	教育職員	大学専門職
1号	学長	局長級の職
2号	教授、准教授、講師	部長級、課長級の職
3号	助教、助手	主任の職
4号		その他の職

- 3 指定都市、甲地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第16条、第18条又は第19条に規定する地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 4 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第2 死亡手当

区分		死亡手当
1号	理事長、副理事長及び8級の職務にある者、これに準ずる者	640,000
2号	7級及び6級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	580,000
3号	5級の職務にある者並びにこれに準ずる者	520,000
4号	4級及び3級の職務にある者及びこれらに準ずる者	460,000
5号	2級及び1級の職務にある者及びこれらに準ずる者	400,000

備考

- 1 この表において「何級の職務にある者」とは、公立大学法人横浜市立大学職員の賃金規程による当該級の職務にある者をいう。
- 2 この表において「準ずる者」とは、次のとおりとする。

区分	教育職員	大学専門職
1号	学長	局長級の職
2号	教授	部長級、課長級の職
3号	准教授、講師	
4号	助教、助手	主任の職
5号		その他の職